

○農林水産省告示第千九百九十八号
 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林省令第三十三号）第一条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める海域及び期間を次のように定める。

令和四年八月三日
 農林水産大臣 金子原二郎

海 域	期 間
北緯三十六度四十分の線、宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線、北緯三十六度の線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く）	七月一日から九月三十日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

附 則
 この告示は、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年農林水産省令第四十八号）の施行の日（令和四年八月三日）から施行する。

○防衛省告示第百九十六号
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和四年七月二十九日次のとおり決定された。

令和四年八月三日
 防衛大臣 岸 信夫
 陸上施設

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約二、六九九、〇〇〇平方メートル 建物…約一二、〇〇〇平方メートル 工作物…門等 MQ-9の飛行運用及びその支援業務を実施するため追加提供する使用期間… 一 日米合同委員会承認の日から撤収までの間 二 飛行運用については一年間海上自衛隊鹿屋航空基地の施設及び区域の一部を地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○九州地方整備局告示第八十九号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長 藤巻 浩之
 令和四年八月三日

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 二百二十号及び四百四十八号
 (三) 道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長
 宮崎市大字折生迫字馬屋ケ尻三七六一番一から同市 前 八・四〇〇〇一三六・三〇〇
 大字折生迫字馬屋ケ尻三七七〇番一まで 後 九一・九〇〇〇一四二・二〇〇
 (四) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所 〇〇・〇〇九四

○九州地方整備局告示第九十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三日
 九州地方整備局長 藤巻 浩之

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域 図面縦覧場所
 一般国道 二百九号 みやま市瀬高町太神字草葉一三五〇番一か 九州地方整備局及び同局
 ら瀬高町太神字草葉一三四九番一まで 福岡国道事務所

二 制限の対象とする占用物件
 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由
 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日 令和四年八月四日
 ○九州地方整備局告示第九十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三日
 九州地方整備局長 藤巻 浩之

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域 図面縦覧場所
 一般国道 三三三号 熊本市中央区十禅寺四丁目三二五番一から 九州地方整備局及び同局
 中央区十禅寺四丁目三三一三番三まで 熊本河川国道事務所

二 制限の対象とする占用物件
 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由
 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日 令和四年八月四日